

砂 川 市 規 則 第 3 0 号
令和 7 年 1 0 月 1 日

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成7年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第2項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間」を「4時間を超えない範囲内の時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）」に改める。

第12条の3第2項中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（」を削り、「規定による」の次に「1日につき2時間を超えない範囲内で請求する」を加え、「日については、当該」を「日の介護時間については、1日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

本則に次の2条を加える。

（条例第16条の3第2項の規則で定める期間）

第21条 条例第16条の3第2項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間とする。

（その他）

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。